

令和7年5月22日
障 害 福 祉 部
障 害 保 健 福 祉 課

東京都による児童発達支援等の0～2歳児第1子の利用料無償化に伴う区の対応について

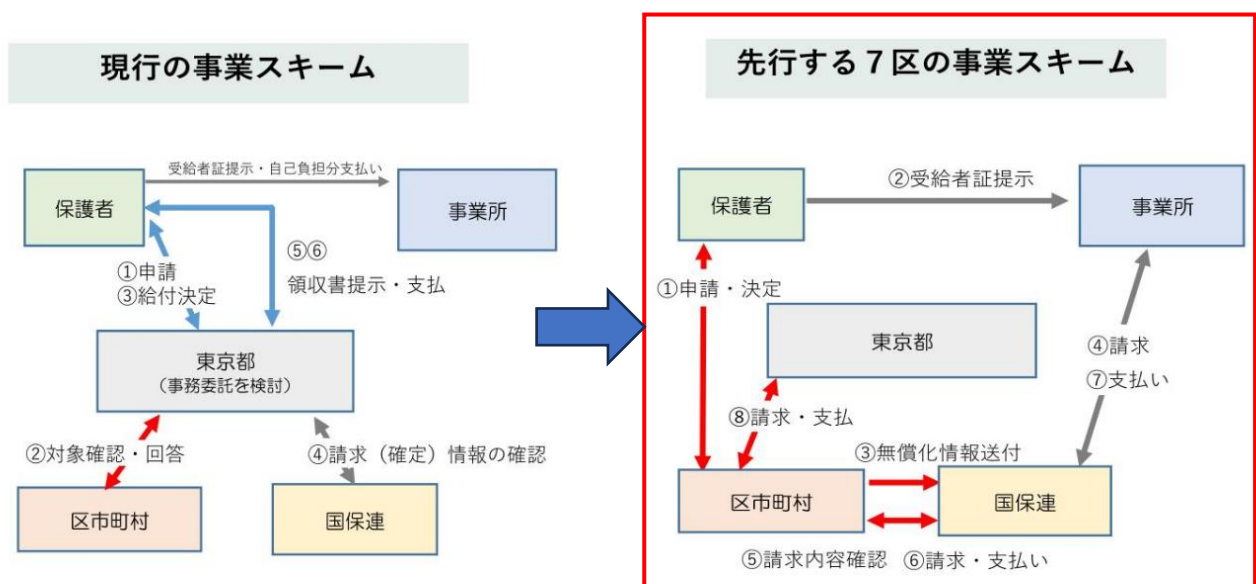
1 主旨

都では、保育料の第1子無償化に合わせて、令和7年9月から児童発達支援事業所の0～2歳児の第1子の利用料を無償化するとしたことから、都が示した無償化の事業スキームに基づき、令和7年9月から区において都補助を活用した無償化対応を実施することを報告する。

2 都が示した事業概要等

- (1) 現行事業（第2子以降の無償化事業）は、保護者が直接都に申請し都が保護者に支払う償還払いの方式
- (2) 保護者の手続き等の負担軽減を図るため、既に第1子無償化事業を先行実施する7区（千代田、中央、文京、墨田、豊島、足立、葛飾）の支払方を参考に變更
- (3) 變更にあたり、各区市町村の支給決定や受給者証の発行事務の状況を調査
- (4) 令和7年9月までにシステム改修等の対応が間に合わない自治体は、対応できるまでの間、都が第1子及び第2子以降も含めて従来の償還払い方式で対応

【参考】 現行の都事業スキーム及び新たな事業スキーム



【参考】都が示したスケジュール

年度	7年度			
月	4～6月	7～8月	9月～12月	1～3月
制度	～7年8月分まで 現行制度（都において、直接保護者に支給決定・支払い）			
			令和7年9月分～ 第一子を含めた無償化	
区の事務内容	予算要求・事業創設・補正予算要求		都への補助金交付申請・概算払い・清算	
	システム改修	申請・決定 受給者証再発行	国保連への支払い ※翌々月上旬	

3 今後の区への対応について

区における無償化対応を実施するにあたり、受給者証の管理や東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）への支払いデータを作成する区のシステム改修や受給者証の発行、利用料に係る予算計上等が必要となる。今後、関係所管と調整し、利用者への周知含め、令和7年9月実施に向けた準備を進める。

なお、システム改修については令和7年5月中に終える見込みであり、利用料の支払いに関する国保連とのデータ連携についても6月中に確認可能と見込んでいる。

4 所要経費（令和7年度）

(1) 歳出予算 4,077千円

<内訳>

0～2歳児児童発達支援等無償化補助 4,077千円

※無償化補助については、9月開始想定のため7ヶ月分を計上
システム改修費や事業創設に係る経費は既存予算で対応する

(2) 歳入予算 4,077千円

<内訳>

0～2歳児児童発達支援等無償化補助 4,077千円

5 今後のスケジュール

令和7年5月 システム改修等、事業実施に向けた準備
6月 令和7年第2回定例会 補正予算案提出
7月 利用者及び事業者等への周知
8月 交付決定、受給者証再発行
9月～ 無償化制度開始

6 その他

世田谷区における第1子保育料等無償化の取り組みについては、文教常任委員会にて報告済ならびに子ども・若者施策推進特別委員会にて報告する。

【参考】現在の児童発達支援の利用者負担上限月額

所得区分	内容	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	保護者の方の収入が80万円以下の区民税非課税世帯	0円
低所得2	低所得1以外の区民税非課税世帯	0円
一般1	区民税所得割額28万円未満（※）の区民税課税世帯	4,600円
一般2	上記以外の方	37,200円

【参考】令和6年4月における0～2歳児児童発達支援利用者数に基づく都無償化による区の負担額の試算（都補助10/10）

	支給決定児童数 (人)	利用者の月額 平均支払額(円)	区の月間負担額 (円)	区の7ヶ月分の 負担額(円)
一般1	62	3,083	191,146	1,338,022
一般2	50	7,825	391,250	2,738,750
合計	112	—	—	4,076,772